

○渡島廃棄物処理広域連合個人情報の保護に関する法律施行細則

(令和5年3月16日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び渡島廃棄物処理広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年渡島廃棄物処理広域連合条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）により行わなければならない。

(開示決定通知書)

第3条 法第82条第1項本文の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(第三者意見照会書)

第5条 法第86条第1項の規定による第三者への意見照会は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第86条第2項に規定する第三者への意見照会は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

(反対意見書提出者への通知書)

第6条 法第86条第3項に規定する通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(開示の実施方法等申出書)

第7条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第9号）により行わなければならない。

(写しの交付に要する費用)

第8条 条例第3条第2項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、前納とし、納付書により納付するものとする。

(訂正請求書)

第9条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(様式第10号)により行わなければならない。

(訂正決定通知書)

第10条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第11条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第12条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書(様式第15号)により行わなければならない。

(利用停止決定通知書)

第13条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第16号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第17号)により行うものとする。

(利用停止決定期限延長通知書)

第14条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第18号)により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第19号)により行うものとする。

(個人情報保護審査会)

第15条 渡島廃棄物処理広域連合個人情報保護審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 審査会は、会長が招集し、議長となる。

5 審査会においては、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及

び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第 16 条 法第 105 条第 3 項の規定において準用する同条第 2 項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第 20 号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

第 2 条 渡島廃棄物処理広域連合個人情報保護条例施行規則（平成 20 年渡島廃棄物処理広域連合規則第 3 号）及び渡島廃棄物処理広域連合個人情報保護審査会規則（平成 20 年渡島廃棄物処理広域連合規則第 4 号）は、廃止する。

別表(第8条関係)

区 分		金 額
写しの作成に要する費用	A列3番以下の場合(白黒)	1枚 20円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考

- 1 区分欄の写しの大きさは、日本産業規格による。
- 2 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

渡島廃棄物処理広域連合長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 (_____) ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 (_____)

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

- | |
|---|
| (1) 開示の実施の方法等 |
| (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所： |
| (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額） |

< 本件連絡先 >

（担当者名）
電 話：

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

< 本件連絡先 >

（担当者名）
電 話：

文 書 番 号

年 月 日

（開示請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

文 書 番 号

年 月 日

（開示請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第84条の規定（開示決定等 の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

（担当者名）
電 話：

（第三者利害関係人） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

（第三者利害関係人） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

(担当者名)

電 話:

（反対意見書を提出した第三者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

渡島廃棄物処理広域連合長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円
無

<本件連絡先>

(担当者名)

電 話:

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

渡島廃棄物処理広域連合長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

（訂正請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

（担当者名）
電 話：

（訂正請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

（訂正請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

（担当者名）
電 話：

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

渡島廃棄物処理広域連合長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

（利用停止請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

（利用停止請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、函館地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

（利用停止請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

（担当者名）
電 話：

文 書 番 号

年 月 日

（利用停止請求者） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

（担当者名）

電 話：

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

渡島廃棄物処理広域連合長

個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの渡島廃棄物処理広域連合長に対する審査請求について、下記のとおり渡島廃棄物処理広域連合個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 号

<本件連絡先>

（担当者名）
電 話：